

88 投稿

「精神障害者社会適応訓練事業」の現状

—全国調査から—

タテイシ ヒロアキ
立石 宏昭*

目的 本研究では、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」五十条の四にある精神障害者社会適応訓練事業（以下、社会適応訓練事業と略す）の現状を社会資源指数・稼働率・就労率・未就労率をもとめることにより明らかにすることである。

方法 47都道府県および12指定都市の精神保健福祉担当課にたいし、過去5年間の事業状況を郵送にて回答を求めた。主な調査項目は、登録事業所数、協力事業所数、訓練終了後の雇用契約者数、再入院者数、在宅者数、他の施設への入所者数などである。

結果 回収率は、79.7%（36都道府県および11指定都市）であった。

- ・27都道府県（指定都市を含む）における登録事業所数を通院公費負担患者数で割った指標を社会資源指数としたときの平均値は1.12であった。
- ・26都道府県および6指定都市における協力事業所数を登録事業所数で割った指標を稼働率としたときの平均値は23.6%であった。
- ・21都道府県および5指定都市の訓練終了後もしくは訓練中止後に雇用契約（パート・アルバイトを含む）を結んだ平均的就労率は25.3%であり、内訳として協力事業所との雇用契約者数（72.8%）、他の事業所との雇用契約者数（27.2%）であった。また、未就労率は74.7%であり、内訳として再入院者数（15.4%）、在宅者数（46.7%）、死亡者数（1.4%）、他の施設への入所者数（1.6%）、その他（32.4%）、不明（2.5%）であった。

結論 社会資源指数・稼働率・就労率・未就労率のいずれも都道府県および指定都市での地域格差があることが示された。

キーワード 精神障害者社会適応訓練事業、全国調査、社会資源指数、稼働率、就労率、未就労率

I 緒 言

社会適応訓練事業は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の五十条の四（1995年）において、「都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業を行うことができる」と、就労支援を目指す一つの施策として位置づけられている。また、「通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を社会経済活動への参加の促進に熱意ある事業者へ委託し職業を与えるとともに社会生活への適応のた

めに必要な訓練を行う事業」とされ、通院中の精神障害者が、職業技能の習得、社会性の涵養、日常生活への適応など、社会復帰および自立促進を図ることを目標としている。1996年からは、大都市特例として12の指定都市（札幌市・仙台市・千葉市・横浜市・川崎市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市・広島市・北九州市・福岡市）が都道府県から独立し実施主体となっている。

本研究の目的は、第一に、都道府県における通院公費負担患者数当たりの登録事業所数（「協力事業所登録簿」に記載されている事業所）である社会資源指数を知ることである。第二に、実施主体における登録事業所数を実際に訓練生を引き受けている協力事業所数（委託事業所と

* 学校法人麻生塾麻生医療福祉専門学校福岡校専任教員

同意に使用する)で割った指標とする稼働率を見出すことである。第三に、実施主体における訓練終了者および訓練中止者の進路から社会適応訓練事業のひとつの評価とする、就労率・未就労率を求めることである。

Ⅱ 方 法

社会適応訓練事業の実施主体である47都道府県および12指定都市の精神保健福祉担当課に対し、過去5年間の運営状況を郵送にて回答を求めた。調査期間は、2000年12月15日から2001年3月15日までであった。調査項目は、①登録事業所数、②協力事業所数、③訓練終了者数(訓練中止者数を含む)、④協力事業所との雇用契約

者数、⑤他の事業所との雇用契約者数、⑥再入院者数、⑦在宅者数、⑧死亡者数、⑨他の施設入所者数、⑩その他、の10項目であった。ここでいう雇用契約とは、正規雇用・パート・アルバイトも含み、在宅者数には、デイ・ケア、通所授産施設、小規模作業所などの利用者を含む。

また、社会適応訓練事業の現状を表すために、①社会資源指数、②稼働率、③就労率・未就労率を用いた。①社会資源指数は、通院公費負担患者100人当たりの登録事業所数で定義し、登録事業所数(1999年度登録事業所数)を通院公費負担患者数(1998年6月30日現在)で割った指標に100を乗じた値とした。②稼働率は、登録事業所のうち実際に訓練生を受け入れている協力事業所の割合で定義し、協力事業所数(1999年

表1 社会資源指数

	都道府県	登録	指定都市	登録	登録計	通院患者数	社会資源指数
	総数	3 682	—	188	3 870	345 144	1.12
1	北海道	337	札幌市	33	370	27 858	1.33
2	青森県	144	—	—	144	8 040	1.79
3	岩手県	129	—	—	129	5 884	2.19
4	秋田県	178	—	—	178	4 833	3.68
5	栃木県	114	—	—	114	4 609	2.47
6	東京都	363	—	—	363	59 656	0.61
7	神奈川県	201	横浜/川崎市	54/15	270	39 765	0.68
8	新潟県	110	—	—	110	12 247	0.90
9	富山県	48	—	—	48	5 229	0.92
10	石川県	57	—	—	57	4 265	1.34
11	長野県	49	—	—	49	9 463	0.52
12	岐阜県	14	—	—	14	6 868	0.20
13	三重県	77	—	—	77	9 525	0.81
14	滋賀県	39	—	—	39	4 633	0.84
15	大阪府	34	大阪市	46	80	54 908	0.15
16	奈良県	24	—	—	24	4 148	0.58
17	島根県	255	—	—	255	6 089	4.19
18	岡山県	137	—	—	137	8 927	1.53
19	広島県	252	広島市	40	292	13 367	2.18
20	山口県	163	—	—	163	5 473	2.98
21	徳島県	109	—	—	109	2 866	3.80
22	香川県	62	—	—	62	4 041	1.53
23	佐賀県	98	—	—	98	4 464	2.20
24	長崎県	234	—	—	234	8 428	2.78
25	熊本県	275	—	—	275	9 663	2.85
26	宮崎県	143	—	—	143	4 710	3.04
27	沖縄県	36	—	—	36	15 185	0.24

注 登録：登録事業所数(1999年度)
通院患者数：都道府県の通院公費負担患者数(1998年6月30日現在)

表2 稼働率

	実施主体	登録	協力	稼働率(%)
	総数	4 126	973	23.6
1	北海道	337	47	13.9
2	青森県	144	33	22.9
3	岩手県	129	46	35.7
4	秋田県	178	72	40.4
5	栃木県	114	62	54.4
6	千葉県	155	27	17.4
7	東京都	363	48	13.2
8	神奈川県	201	25	12.4
9	新潟県	110	18	16.4
10	富山県	48	29	60.4
11	石川県	57	27	47.4
12	長野県	49	5	10.2
13	三重県	77	17	22.1
14	滋賀県	39	18	46.2
15	京都府	178	26	14.6
16	奈良県	24	3	12.5
17	岡山県	137	39	28.5
18	広島県	252	34	13.5
19	山口県	163	35	21.5
20	徳島県	109	24	22.0
21	香川県	62	18	29.0
22	佐賀県	98	57	58.2
23	長崎県	234	64	27.4
24	熊本県	275	42	15.3
25	宮崎県	143	46	32.2
26	沖縄県	36	7	19.4
27	横浜市	54	33	61.1
28	川崎市	15	7	46.7
29	名古屋市	238	15	6.3
30	広島市	40	22	55.0
31	北九州市	39	16	41.0
32	福岡市	28	11	39.3

注 登録：登録事業所数(1999年度)
協力：協力事業所数(1999年度)

度実績)を登録事業所数(1999年度実績)で割った値とした。③就労率・未就労率は、社会適応訓練事業の訓練期間が終了もしくは中止したものが就労へ結びついているか否かで定義した。ただし、社会適応訓練事業が年度を跨いで実施されている実施主体もあり、1999年度の訓練終了者(訓練中止者も含む)のみを対象とした。就労率は、「協力事業所との雇用契約者数」と「他の事業所との雇用契約者数」の総和を「訓練終了者数」で割った値とした。未就労率は、「再入院者数」、「在宅者数」、「死亡者数」、「他の施設入所者数」、「その他」、「不明」の総和を「訓練終了者数」で割った値とした。

Ⅲ 結 果

アンケートの回収率は79.7%(36都道府県および11指定都市)であった。

(1) 社会資源指数

有効回収率は、57.4%(27都道府県)であり、平均の社会資源指数は1.12であった。社会資源指数の高い地域は、島根県(4.19)、徳島県(3.80)、秋田県(3.68)、宮崎県(3.04)、山口県(2.98)などであり、低い地域は、大阪府(0.15)、岐阜県(0.20)、沖縄県(0.24)、長野県(0.52)、奈良県(0.58)などであった。社会資源指数の集計結果を表1に示す。

(2) 稼働率

有効回収率は68.1%(26都道府県および6指定都市)であり、平均の稼働率は23.6%であった。稼働率の高い地域は、横浜市(61.1%)、富山県(60.4%)、佐賀県(58.2%)、広島市(55.0%)、栃木県(54.4%)などであり、低い地域は、名古屋市(6.3%)、長野県(10.2%)、神奈川県(12.4%)、奈良県(12.5%)、東京都(13.2%)などであった。稼働率の集計結果を表2に

表3 就労率・未就労率

	実施主体	終了者	事業所	他事業所	就労率(%)	再入院	在宅	死亡	施設入所	その他	不明	未就労率(%)
	総 数	582	107	40	25.3	67	203	6	7	141	11	74.7
1	北海道	57	19	6	43.9	2	14	—	2	14	—	56.1
2	青森県	31	4	2	19.4	6	11	—	—	2	6	80.6
3	岩手県	35	13	—	37.1	3	9	—	—	10	—	62.9
4	秋田県	36	—	1	2.8	5	21	2	—	7	—	97.2
5	千葉県	17	2	2	23.5	—	9	1	—	3	—	76.5
6	東京都	35	9	—	25.7	1	2	—	—	23	—	74.3
7	神奈川県	21	2	4	28.6	2	12	—	—	1	—	71.4
8	新潟県	16	6	—	37.5	—	—	—	—	10	—	62.5
9	富山県	26	6	3	34.6	1	14	—	—	2	—	65.4
10	石川県	10	2	1	30.0	2	5	—	—	—	—	70.0
11	福井県	7	3	1	57.1	—	1	—	—	2	—	42.9
12	滋賀県	12	2	1	25.0	—	6	—	—	3	—	75.0
13	京都府	15	2	—	13.3	—	13	—	—	—	—	86.7
14	奈良県	6	1	—	16.7	1	4	—	—	—	—	83.3
15	岡山県	24	5	1	25.0	4	12	—	—	2	—	75.0
16	山口県	7	—	—	0.0	—	7	—	—	—	—	100.0
17	香川県	15	4	5	60.0	1	—	—	—	5	—	40.0
18	佐賀県	17	2	—	11.8	3	11	1	—	—	—	88.2
19	長崎県	29	4	1	17.2	8	5	—	1	7	3	82.8
20	熊本県	77	3	6	11.7	5	40	1	3	19	—	88.3
21	沖縄県	24	—	2	8.3	—	—	1	—	19	2	91.7
22	札幌市	3	1	—	33.3	—	1	—	1	—	—	66.7
23	横浜市	29	8	—	27.6	7	4	—	—	10	—	72.4
24	川崎市	2	—	1	50.0	—	—	—	—	1	—	50.0
25	広島市	22	7	1	36.4	14	—	—	—	—	—	63.6
26	福岡市	9	2	2	44.4	2	2	—	—	1	—	55.6

注 登録：登録事業所(1999年度)、終了者：訓練終了者数(訓練中止者を含む)、事業所：協力事業所との雇用契約者数、他事業所：他の事業所との雇用契約者数、再入院：再入院者数、在宅：在宅者数、死亡：死亡者数、他入所：他の施設への入所者数

* 東京都と佐賀県の事業所・他の事業所の集計に関しては、事業所にカウントしている

示す。

(3) 就労率と未就労率

有効回収率は、55.3% (21都道府県および5指定都市) であった。平均の就労率は25.3%であり、内訳として協力事業所との雇用契約者数(72.8%)、他の事業所と雇用契約者数(27.2%)であった。就労率の高い地域は、香川県(60.0%)、福井県(57.1%)、川崎市(50.0%)、福岡市(44.4%)、北海道(43.9%)などであった。また、平均の未就労率は74.7%であり、内訳として再入院者数(15.4%)、在宅者数が(46.7%)、死亡者数(1.4%)、他の施設入所(1.6%)、その他(32.4%)、不明(2.5%)であった。未就労率の高い地域は、山口県(100.0%)、秋田県(97.2%)、沖縄県(91.7%)、熊本県(88.3%)、佐賀県(88.2%)などであった。就労率と未就労率の集計結果を表3に示す。

IV 考 察

本調査において、社会資源指数、稼働率、就労率、未就労率の視点から社会適応訓練事業の現状を見ると、社会資源指数は0.15から4.19までと都道府県における通院公費負担患者数に対する登録事業所数に地域格差があることがわかる。しかしながら、この結果は、通院公費負担患者数だけを基本として導き出したものであり、通院医療費公費負担制度の未利用者を含めると、実際は今回の数値よりも低くなるものと考えられる。稼働率に関しては、6.3%から61.1%までとかなりの地域格差があり、実施主体の中で「協力事業所登録簿」に記載されているだけの事業所も多く含まれていることがうかがえる。一概に数値が低い地域が稼働していないといえるものではないが、数値の高い地域では協力事業所と関係機関の連携が密に行われている可能性がある。また、就労率は、訓練終了者(計582人)のうち雇用契約へとつながったものは25.3%(計147人)であるが、地域により0.0%から60.0%

%までとかなりの地域格差がある。社会適応訓練事業を訓練から就労へのステップと考えた場合、就労率だけをみる限り訓練効果の格差が大きいものとする。さらに、正規雇用・パート・アルバイトを含めた雇用契約先の72.8%(計107人)が訓練を受けた協力事業所であり、他の事業所での雇用が困難であることがうかがえる。いうまでもなく、社会適応訓練事業は、旧労働省の雇用を前提とした職業適応訓練事業ではなく社会復帰のための就労訓練事業である。つまり、協力事業所は訓練の場であり雇用契約を取り交わす場ではないことを付け加えておく。未就労率に関しては、訓練終了者(計582人)のうち再入院者は、11.5%(計67人)であり、社会適応訓練事業にて訓練を受けたことが再入院へと導いた可能性があり危惧されるところである。さらに、在宅者は、34.9%(計203人)を占めており、社会適応訓練事業が就労支援を目的とするものかを検討する必要がある。

今後の課題として、社会資源指数に見られる地域格差を是正することが社会適応訓練事業の一つの目標となりうるならば、稼働率、就労率、未就労率は平均的な格差是正目標の参考値として捉えることができよう。しかしながら、数値的にはばらつきの状態であり、実施主体の観点から見ればその格差がどの程度の重要性をもつかを検討しなければならない。もちろん、これらの背景には、実施主体の財政力や社会適応訓練事業に関わる関係機関との連携性など多くの課題を持っているものとする。

謝辞

本研究をすすめるうえで47都道府県および12指定都市の精神保健福祉担当課関係者および福岡県精神保健福祉センター社会復帰課長椎木千賀夫氏にご協力をいただいたことを付記し、ここに感謝の意を表す。

文 献

- 1) 我が国の精神保健福祉 平成11年度版、精神保健福祉研究会。
- 2) 障害者白書 平成11年度版、総理府 編